

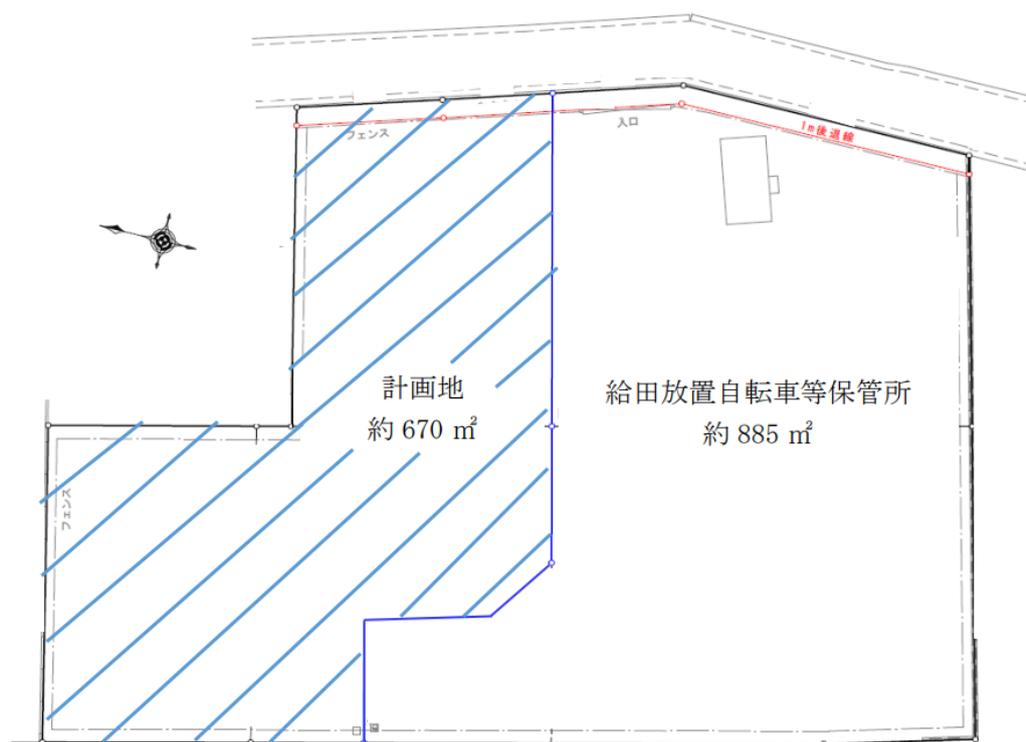
給田放置自転車等保管所の概要及び運営にあたっての条件について

(1) 給田放置自転車等保管所の概要

施設名	給田放置自転車等保管所
所在地	世田谷区給田四丁目11番26号
現況等	<p>現在、敷地全面を給田放置自転車等保管所（以下、保管所という。）として活用しておりますが、保管所の稼働状況等を踏まえ、一部の土地を放課後児童クラブとして整備・運営することを予定しております。</p> <p>※現況確認は可能ですが、敷地内への立ち入りはできません。確認の際には、近隣及び保管所の迷惑にならないように注意してください。</p> <p>※保管所では駅前などの自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車やバイクを撤去し、保管しています。受付時間は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで：午前9時から午後7時まで ・土曜日・日曜日・祝日：午前9時から午後6時まで（12月30日から1月3日までを除く）
敷地面積	約1,555㎡（現保管所の敷地面積）
貸付面積	約670㎡（残りの敷地（約885㎡）は引き続き保管所として利用）
都市計画法等	<p>第一種低層住居専用地域 容積率：80% 建蔽率：40%</p> <p>準防火地域 第1種高度地区 日影規制：4時間 2.5時間 1.5m</p>
位置図	

貸付箇所
(斜線部分)

※詳細については、今後の決定となります。



(2) 運営にあたっての条件

①貸付について

- ・ 現在、保管所として活用している敷地面積約 1,555 m²の内、約 670 m²を整備・運営事業者へ現状有姿渡しにて貸付を行います。
- ・ 土地の貸付期間は、新たに整備する施設を木造もしくは軽量鉄骨造での建築を想定して、法定耐用年数を考慮した 23 年間とし、土地については無償で貸付いたします。
- ・ 貸付後、保管所との境界上に新たに警報システム付きのフェンスを設置する必要があるため、整備・運営事業者には躯体工事と併せて既存工作物等の解体撤去とフェンスの設置を行っていただきます。なお、既存工作物等の解体撤去とフェンスの設置の費用は区が負担します。土地の貸付にかかる手続きの費用(公正証書手数料等)が発生した場合は事業者負担となります。
- ・ 貸付期間満了後は、事業者の費用負担により原状回復(経年劣化等によるものは除く)をしていただきます。

②土地について

- ・ 現状の保管所の土地面積は約 1,555 m²ですが、放課後児童クラブとして事業者へ貸し付けるのは 2 ページ目上段に記載している貸付箇所の斜線部分を想定しており、土地面積は約 670 m²となります。
- ・ 残りの土地は引き続き保管所として利用します。
- ・ 地積測量図は別紙 3 でご参照ください。

③ 近隣住民への対応について

- ・ 子どもたちがのびのびと過ごせる環境づくりを行っていただくと同時に、近隣住民への影響を十分に考慮し、日照条件の確保や子どもの活動音、施設内外の視線の交差を防

ぐ工夫（植栽、フェンス、窓の配置等）を施すなどの検討を行ってください。

- ・ 運営によって生じる近隣住民等からの苦情等につきましては、事業者の責任において迅速かつ誠実に対応していただくようお願いいたします。
- ・ 運営事業者決定後及び開所前には近隣住民へのご挨拶をお願いします。運営事業者決定後には住民説明会を実施する予定ですので、事業者もご出席をお願いします。また、工事着工前にも近隣住民への説明会（状況によっては個別訪問）をお願いいたします。
- ・ 通常の運営と異なる運営（大規模なイベントを実施するなど）を行う場合は、必ず事前に近隣住民へ情報共有をしていただくようお願いいたします。

④その他

- ・ 設計及び施設整備にあたっては、各関係部署に相談し、その指示に従ってください。
- ・ 本募集要項に記載のない事項については、区と協議のうえ定めるものとします。